

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2009.10 No.80

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



COP10

司法書士 丹羽正夫

一 はじめに

二〇一〇年一〇月、愛知県名古屋市において、「生物多様性条約第一〇回締約国会議（COP10）」が、開催される。本条約は、生きものの生息環境の保全や生物資源の持続可能な利用などを目的としている。この会議には、世界約二〇〇カ国が参加することとなる。

ここでの生物多様性には、生態系、種、遺伝子という、三つの多様性を含んでいる。

また、生物多様性への脅威としては、①生息地の破壊、②外来種の侵入、③気候変動、④乱獲、乱開発などがある。

二 生物多様性を守る必要性

生物種は、人為的要因や気候変動により、一九七五年頃から桁違いの速さで絶滅しており、最近では年に四万種が絶滅しているとのことである。このような状況が続けば、動植物の営みが崩れたり自然環境が壊され、人の暮らしに必要な空気、水、食料の確保に重大な影響が出ることとなる。

三 「愛・地球博」の理念との共通性

愛知万博（二〇〇五年日本国際博覧会）では「人類と自然が共存し、持続的な成長が可能な社会の創造」という理念が掲げられたが、COP10では生物多様性の視点からその理念

をより具体化し、現実的な対応を模索している。

四 身近な取組

次のような取組が想定される。

① 森づくりや屋上緑化などの緑化事業
② 多様な生物が生存するための森林、河川、海、大気などの環境保全・整備

③ 企業において、環境負荷の少ない事業運営、商品開発

④ 動植物の営みからの学習
⑤ 生物資源の保全・利用

⑥ 絶滅・減少動植物の養殖、育苗と放流植付け

五 二〇世紀型発想からの進展

かつて、西洋文明は自然の征服、東洋文明は自然との調和という特徴がみられたが、近時、文明の融合という傾向がみられる。

生物多様性の発想は、西洋文明からすれば二一世紀型発想といえるかもしれない。

なお、COP10名古屋市開催の経済効果は不明であるがプラス要因とはなるであろうし、本来の趣旨から生まれる社会的効果が内外においてどのように波及するか、楽しみである。